

第 4 4 6 回 島根県議会提出議案等一覧

H 2 6 . 9 . 1 1 提案分

区 分		議案No	議 案 名
議 案 (32件)	予算案 (15件)	9 4	平成 2 6 年度島根県一般会計補正予算（第 2 号）
		9 5 ～ 1 0 3	平成 2 6 年度島根県証紙特別会計補正予算（第 1 号） 外 8 特別会計補正予算 9 5 証紙 9 6 市町村振興資金 9 7 あさひ社会復帰促進センター診療所 9 8 母子寡婦福祉資金 9 9 農林漁業改善資金 1 0 0 中小企業近代化資金 1 0 1 臨港地域整備 1 0 2 流域下水道 1 0 3 県営住宅
		1 0 4 ～ 1 0 8	平成 2 6 年度島根県病院事業会計補正予算（第 1 号） 外 4 事業会計補正予算 1 0 4 病院 1 0 5 電気 1 0 6 工業用水道 1 0 7 水道 1 0 8 宅地造成
	条例案 (8件)	1 0 9	島根県産業廃棄物減量税条例 現行の産業廃棄物減量税の課税期間が平成 2 7 年 3 月 3 1 日に終了することから、課税期間を 5 年間延長 ・ 納税義務者：産業廃棄物排出事業者、中間処理産業廃棄物排出事業者 ・ 課 税 客 体：産業廃棄物の最終処分場への搬入 ・ 課 税 標 準：最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量 ・ 税 率：産業廃棄物 1 トンにつき 1,000 円 ・ 有 効 期 限：施行日から起算して 5 年間 施行日：規則で定める日
		1 1 0	島根県医療介護総合確保促進基金条例 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく計画に掲載された事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日

区 分		議案No	議 案 名
	条例案 つづき	1 1 1	島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの ①幼保連携型認定こども園に関する規定の削除 ②満3歳以上児の職員配置基準の改正 ③幼稚園型認定こども園における調理室の設置基準の緩和 ④その他規定の整備 施行日：改正法施行日
		1 1 2	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、所要の改正を行うもの ①保育所における施設の運営等に関する規定の新設 ・施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと ・自ら業務の質の評価を行い、常にその改善を図ること ・定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること ②保育室等を4階以上に設ける建物の避難用の施設又は設備の基準の改正 ③その他規定の整備 施行日：法施行日
		1 1 3	島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を制定 施行日：改正法施行日
		1 1 4	島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの ・幼保連携型認定こども園の認可等に関する調査審議を行うための規定の追加 施行日：公布の日

区 分		議案No	議 案 名																									
条例案 つづき	1 1 5	島根県手数料条例及び島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの ①手数料の新設 <table><tr><th>新設する手数料</th><th>手数料を納めなければならない者</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td rowspan="4">医療機器又は体外診断用医薬品に係る手数料</td><td>医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者</td><td>36,000円</td></tr><tr><td>医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新を受けようとする者</td><td>26,000円</td></tr><tr><td>医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付を受けようとする者</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付を受けようとする者</td><td>2,900円</td></tr><tr><td rowspan="6">再生医療等製品に係る手数料</td><td>再生医療等製品の製造販売業の許可を受けようとする者</td><td>149,900円</td></tr><tr><td>再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者</td><td>138,100円</td></tr><tr><td>再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者</td><td>29,000円</td></tr><tr><td>再生医療等製品の販売業の許可の更新を受けようとする者</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者</td><td>2,900円</td></tr></table> ②医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の許可等及び適合性調査に係る手数料の廃止 ③関係条例の規定の整理 (注) 薬事法等の一部を改正する法律の施行前においても行うことができることとされる許可又は登録を受けようとする者は、この条例の施行前においても改正後の手数料を納付しなければならない 施行日：改正法施行日 ただし、（注）は公布の日		新設する手数料	手数料を納めなければならない者	手数料の額	医療機器又は体外診断用医薬品に係る手数料	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者	36,000円	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新を受けようとする者	26,000円	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付を受けようとする者	2,900円	再生医療等製品に係る手数料	再生医療等製品の製造販売業の許可を受けようとする者	149,900円	再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者	138,100円	再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者	29,000円	再生医療等製品の販売業の許可の更新を受けようとする者	11,000円	再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円	再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円
	新設する手数料	手数料を納めなければならない者	手数料の額																									
医療機器又は体外診断用医薬品に係る手数料	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者	36,000円																										
	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新を受けようとする者	26,000円																										
	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円																										
	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付を受けようとする者	2,900円																										
再生医療等製品に係る手数料	再生医療等製品の製造販売業の許可を受けようとする者	149,900円																										
	再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者	138,100円																										
	再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者	29,000円																										
	再生医療等製品の販売業の許可の更新を受けようとする者	11,000円																										
	再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円																										
	再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円																										
1 1 6	島根県営住宅条例の一部を改正する条例 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、引用する法律の題名を改正 施行日：公布の日																											
一 般 事件案 (9件)	1 1 7	県の行う建設事業に対する市町村の負担について 地方財政法等の規定に基づく平成26年度県営事業に係る市町村負担率の決定																										

区 分		議 案 名
一 般 事件案 つづき	1 1 8	契約の締結について 浜田警察署・西部分庁舎（仮称）新築（庁舎建築）工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,614,600,000円 工期：平成28年2月15日 契約の相手方：宮田建設工業・祥洋建設・伊原組特別共同企業体 施工場所：浜田市黒川町地内
	1 1 9	変更契約の締結について 浜田川総合開発事業第二浜田ダム本体建設工事 変更契約金額：13,004,082,840円（981,582,840円増額） 工期：平成28年3月18日 契約の相手方：鹿島建設・五洋建設・今井産業特別共同企業体 施工場所：浜田市河内町、三階町地内
	1 2 0	平成25年度島根県電気事業会計の利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について ・資本剰余金を未処分利益剰余金に振替え ・未処分利益剰余金を減債積立金及び地域振興積立金に積立て
	1 2 1	平成25年度島根県工業用水道事業会計の資本剰余金の処分及び決算の認定について 資本剰余金を未処理欠損金に補てん
	1 2 2	平成25年度島根県水道事業会計の利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について ・資本剰余金を未処分利益剰余金に振替え ・未処分利益剰余金を減債積立金に積立て
	承認 7	公立大学法人島根県立大学が徴収する料金の上限について 公立大学法人島根県立大学が設置する別科助産学専攻において徴収する入学検定料、入学科及び授業料の上限を認可 （平成26年8月29日専決）
	認定 1	平成25年度島根県病院事業会計決算の認定について
	認定 2	平成25年度島根県宅地造成事業会計決算の認定について

区 分	議案No	議 案 名	
報 告 (5件)	報告14	公立大学法人島根県立大学の業務の実績に関する評価結果について	
	報告15	資金不足比率について 病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計	
	報告16	専決処分事件の報告について（権利の放棄） ・ 母子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄 1 件 放棄する権利の内容：貸付金の未償還額200, 998円及びこれに係る附帯債務の請求権 ・ 西郷港上屋水道料テナント負担金に係る債権の放棄 1 件 放棄する権利の内容：テナント負担金の未払額17, 927円の請求権	
	報告17	専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 大田高等学校整備（管理教室棟建築）工事 920, 129, 760円（4, 289, 760円増額）	
	報告18	専決処分事件の報告について（損害賠償） 1 6 件 ・ 車両損傷事故 1件 賠償額合計 30, 758円 ・ 交通事故 9件 賠償額合計 3, 201, 106円 ・ 落石事故等 6件 賠償額合計 570, 967円	